

政令第二百二十七号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項及び第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の四中「アルメニア」の下に「、中華人民共和国、インド、カザフスタン」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、中華人民共和国等を仕向地とする軍用の化学製剤の原料となる物質等の輸出について承認を要することとする必要があるからである。